

新たな教育センターについて

(宍粟市立総合教育センター)

令和6年3月

宍粟市教育委員会

目次

総合教育センター設立にあたって	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1 新たな教育センターの必要性		
(1) 経緯		
(2) 社会の変化への対応		
(3) 教育を取り巻く情勢		
第1章 教育センターの整備に向けて①		
(これまでの歩み)	・・・・・・・・・・・・	P 2
1 これまでの歩み		
2 現状		
(1) 活動実績		
第2章 教育センターの整備に向けて②		
(宍粟市の教育・保育の現状と課題)について	・・・・	P 3
1 宍粟市の教育・保育の現状と課題		
(1) 就学前保育・教育		
(2) 学校教育		
(3) 社会教育		
2 新たな教育センターの整備に向けて		
(1) 宍粟市教育研修所が担ってきた役割		
(2) 新たな教育センターの必要性		
第3章 新たな教育センターについて	・・・・・・・・・・・・	P 7
1 新たな総合教育センターの整備方針		
(1) 基本理念<めざす教育センター像>		
(2) 基本コンセプト		
2 新たな教育センターにおける取組		
(1) 調査・研究・開発		
(2) 人材育成		
(3) 相談・支援		
(4) 参画・交流		
3 施設コンセプト		
(1) 施設コンセプトと必要諸室の概要		
(2) 必要となる共用・付帯施設等		

総合教育センター設立にあたって

1 新たな教育センターの必要性

(1) 経緯

平成 18 年に開所した宍粟市教育研修所は、「教育活動の中心拠点」として調査・研究活動や研修事業、教職員への指導助言、授業改善支援、情報発信等の重要な役割を担ってきた。これまでも教職員に様々な活動の場面を提供し、宍粟市における教育の向上発展に大きな役割を果たしてきた。

(2) 社会の変化への対応

現代は、新型コロナ感染症や不安定な国際情勢等、先行きの見通せない、将来の予測が困難な「VUCA」の時代が到来したとも言われ、また、少子化・人口減少やグローバル化の進展、貧困や社会のつながりの希薄化などは、社会の継続的な課題となっている。

こうした時代や社会を背景に、今後の教育においては、子どもたちが将来の夢や希望に向かって、主体的に課題を捉え、自己実現を図りながら、未来を切り開き、社会を創造できる資質や能力の育成が求められている。

一方、新型コロナ感染症の拡大は子どもたちにとって、人的な交流や体験活動の減少などの事態をもたらし、また、学校の居場所やセーフティネットなど福祉的役割を再認識する機会となる中、遠隔・オンライン学習は、子どもたちに学びの変容をもたらし、現在進展する DX は教育の質の向上により良い変化をもたらす可能性があり注目されている。

これらの状況から、今こそ、本市教育の「羅針盤」となる「しそうこども指針」、「宍粟市義務教育の振興に係る長期構想～しそうの子ども生き活きプラン」、「宍粟市社会教育振興計画」をもとにした教育を着実に展開することが重要である。そのためには、社会の変化に柔軟に対応し、教育に対する深淵と高い見識等を有した学園所長のリーダーシップのもと、教職員等が熱意と新たな発想で活力と創意工夫に富んだ教育を実践するための拠点整備が重要となっている。

(3) 教育を取り巻く情勢

① 第 4 期教育振興基本計画 (R5. 6 月文部科学省) <教育に関する二つのコンセプト>

ア 持続可能な社会の担い手の育成

イ 社会に根ざしたウェルビーイングの向上

② 「令和の日本型学校教育」の構築をめざして (R3. 1 月 中央審議会答申)

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実施～
<令和の日本型教育>の構築に向けた今後の方向性

③ 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（R3.11
月中央教育審議会答申）<教員免許更新制に関する見直し等の内容>

平成19年の改正教育職員免許法の成立により導入された教員免許更新制度は、
令和4年5月の改正教育職員免許法の成立により、教員免許更新制が発展的に解消
された。

④ 生徒指導提要の改訂（R4.12月 文部科学省）

生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理するとともに、今日的な課題
に対応していくため協力者会議が設置され、生徒指導提要が12年ぶりに改訂され
た。今般の改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず児童
生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、一人一人の可能性を最大限伸
ばしていく教育が求められた。

⑤ 教科書センター（教科書展示会）

小中学校で使用する教科書の採択周期は原則4年（4年ごとに採択替えが行われる）
であり、各学校では原則4年同一の教科書を使用する。新しい教科書を使用するた
め、小学校はR5年度から、中学校はR6年度から、教職員が各発行者の教科書を参
考にしたり、使用教科書を研究したりできる環境整備が望まれる。

⑥ 幼保小の架け橋プログラム

子ども一人一人の生涯にわたる発達や学びの連続性を見通して行う。

2 新たな教育センター整備に関する行政計画上の位置付け

宍粟市では、「第2次宍粟市総合計画後期基本計画」において、「子どもたちが健や
かに育つまちづくり」を基本方針とし、新たな教育センターの実現に向け、検討を行
ってきた。また、子どもたちが地域での様々な体験を通して、豊かな心や社会性を育
てることができるよう教育環境を整え、「生きる力」を身につけられる教育環境が整
ったまちをめざしていることからも、学び続ける教職員等のための環境づくりとして、
新たな教育センターの施設確保を推進する。

第1章 教育センターの整備に向けて（これまでの歩み）

1 これまでの歩み

(1) 名称 宍粟市教育研修所

(2) 所在地 宍粟市波賀町上野257（平成18年～）

宍粟市波賀町野尻119-2（平成28年～）

(3) 趣旨

宍粟市教育委員会においては、毎年度「宍粟の教育」を策定し、宍粟市の教育・

保育の充実・発展をめざしている。宍粟市教育研修所は教職員の資質向上を図ることにより、心豊かでたくましい子どもづくりと地域に信頼される学校園所づくりに資する。

(4) 研修講座の目的

- ① 県・市の施策及び「市の教育方針」を受け、教職員、教育関係者の意見もふまえながら、今日的課題への対応を図る。
- ② すべての教職員等に求められる基本的な能力・指導力の伸張を図り、幼児教育、教科指導、生徒指導等の専門的知識や技能など実践的な指導力の向上を図る。

(5) 研修の基本方針

- ① 「市教委研修講座」・「一般研修講座」・「自主研修講座」・「研修所主催事業」の4講座で効果的かつ体系的な研修を行う。
- ② 「自主研修講座」では、教職員等一人一人の意欲を喚起し、個人やグループで課題を設定した主体的に取り組む研修を支援する。
- ③ 幼・保・こ・小・中の連携強化を図る研修を行い、育ちと学びの円滑な接続をめざして、保育・教育内容に関する共通理解により一層の保育・教育の充実を図る。

2 現状

(1) 活動実績

- ①令和4年度総使用回数（会議・研修等）62回
- ②令和4年度総利用者数 951名
- ③主な実施研修講座
 - ・一般研修講座【35講座】
(小中学校教科部会研修会、教科外研修会（人権、図書等）、職種別研修、園所研修)
 - ・ライフステージ研修【5講座】
(管理職、職務、経年2講座、園所職員)
 - ・課題別研修4講座
(小学校英語・外国語活動、中学校英語、体育、生徒指導)

第2章 教育センターの整備に向けて（宍粟市の教育・保育の現状と課題）

1 宍粟市の教育・保育の現状と課題

本市では、人口減少対策が最重要課題となる中、持続可能なまちづくり構想に向けた7つのビジョンの1つに「子どもが健やかに育つまちづくり」が位置付けられ、修学前の教育・保育、学校教育、そして社会教育の充実に取り組んでいる。

(1) 就学前保育・教育

「しそう子ども指針」等を踏まえ、子育てサービスの充実や幼保一元化を進め、将来に渡る人間形成の基礎を培う就学前の保育・教育の充実に力を入れている。

また、幼児期からのつながりのある教育の実現として、「幼保小の架け橋プログラム」を推進している。

① 市内全ての保育・教育の質的向上

平成 21 年に策定した「宍粟市幼保一元化推進計画」については、保育を必要とする子どもに対する、養育と教育を提供するとともに、3 歳児からの全ての子どもに対する集団を通した教育を実現する「幼保連携型認定こども園」の整備を着実に進めている。本計画が令和 7 年度をもって完了となることから、令和 5 年度から、公・民相互の公開保育を実施するなど、施設整備後の市内すべての幼児教育施設における教育の質の向上を図るため、公・民が連携した取組に着手しており、今後、公・民の保育教諭等が一堂に会した合同研修の実施などに取り組む必要がある。

② 食育の推進と子育て支援の充実

子どもが健やかに育つ環境づくりとして、基本的な生活習慣の確立を図るため、令和 4 年度より、全ての幼稚園・保育所・こども園において、給食を提供し、幼児期における食育を充実させるとともに、保護者等の子育て支援に取り組んでおり、今後、取組の検証が必要である。

③ 保育士、保育教諭等の資質・能力の向上

国は「幼児期の子どもたちに育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」を明示し、保育者の専門性や指導力が一層求められる。本市では「しそう幼児教育支援委員会」を設置し、指定モデル園の実践研究をもとに、幼児期から児童期への学びの架け橋となるカリキュラム研究に取り組んでおり、今後、委員会の継承によるさらなる実践研究の深まりが大切である。あわせて、市内中学校区パートナーシップ事業による幼少のなめらかな接続に係る実践研究も推進する。

(2) 学校教育

令和 5 年度から推進している「宍粟市義務教育の振興に係る長期構想」「しそう子ども生き活きプラン」の後期基本計画に基づき、「夢と希望を持ち、魅力あふれる宍粟の明日を担う人づくり」の実現に向け、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスが取れた教育を進めている。

① 確かな学力の育成

本市教育の重点課題の 1 つは学力向上であり、「しそう学力向上検討委員会」を設置し、全国学力・学習状況調査の分析結果をもとに、問題解決を図るための

授業づくりや指導方法の工夫改善に取り組んでいる。今後は、特に課題が顕著な教科への実効性ある取組として、「わかる授業」のための教材研究、一層進展する高度情報化社会を生き抜く子どもたちの情報活用能力を育成するため、教職員のICTスキルアップや、効果的な指導方法、先進的な研究実践などが学べる環境整備が求められる。

② いじめ問題や不登校への対応

すべての学校で起こりうる「いじめ問題」に対し、いじめに関する法律や基本方針等に基づく対応が必要となる中、各学校においては、いじめの積極的な認知と未然防止・早期発見・早期対応のための組織的な対応の徹底を図っている。また、本市においても緩やかではあるものの、減少傾向にある不登校については、学校における「魅力ある学校づくり」を基本とした不登校を生まない学校や多様な居場所づくりに取り組むとともに、令和5年度から教育支援センター（サテライト教室）の支援体制の拡充を行った。今後は、北部地域での相談機能や心理・福祉・医療と連携した不登校対策の総合的な支援体制の充実が求められている。

③ インクルーシブ教育の充実

現在、少子化の中で、特別支援学級や通級指導で学ぶ子どもたち等、特別な配慮や支援を必要とする幼児・児童・生徒数が増加し、一人一人の障がいや教育的ニーズに応じた多様な学びの場と教職員等による適切な指導及び必要な支援が極めて重要となっている。今後は全ての学校園所や学級に発達障害を含めた障がいのある幼児・児童・生徒が在籍することを前提に、きめ細かな教育支援が重要であり、特に、特別支援教育に関する専門書や資料等の集積・閲覧スペースや保護者相談に対する環境整備、また、就学前から在学中、卒業後も切れ目ない一貫した支援のための保健・福祉・医療等の関係機関と連携した総合的な取組への拠点整備が求められる。

④ 性の多様性等を踏まえた人権教育の充実

学校園所の今日的な人権課題の1つとして、すべての人の性のありようを相互に尊重し合うインクルーシブな社会についての考え方や社会的関心等を背景として、自分らしさ、その子らしさが大切にされる環境や風土づくりが課題となっている。本市の子どもたちの中にも自分の性に違和感を持ちながらも、いじめなどにつながる不安から誰にも相談できずに悩んでいる児童生徒が存在していることが想定され、すべての子どもたちが安心して、楽しく、充実した生活ができる学校園所づくりをめざし、「性の多様性」に関する理解促進と教育実践研究事業に着手している。今後は、「性の多様性」が認められ、尊重される学校文化の在り方や授業実践を基にしたカリキュラム試案の開発が必要である。

⑤ 併設型小中一貫教育の推進

本市では、令和元年に今後の教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応、

「中1ギャップ」と呼ばれる現象への対応、地域コミュニティーの核としての学校の在り方等を背景として、令和9年度を目指して市内全ての小中学校において、義務教育9年間の系統性を確保した教育課程の編成による「併設型小中一貫教育」を実施する「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」を策定した。あわせて、学校と地域の連携・協働を促進し、子どもたちの学びを地域ぐるみで支えるため、小中一貫教育と学校運営協議会（コミュニティスクール）を有機的に組み合わせた推進をめざし、現在、市内3中学校区で小中一貫教育が実施されている。

⑥ 宍粟の明日を担う子どもの育成

現在、各校園所に共通となる教育・保育のベースの1つは、「宍粟を愛し、宍粟を活かす」教育課程の創造である。引き続き、子どもたちにふるさと意識を醸成し、常に心の中に「ふるさと宍粟」を留め置く教育を充実させることが重要となっている。他方、グローバル化が進む社会において、豊かな語学力を用いて、「ふるさと宍粟」の魅力を積極的に他者に伝えたり、国や文化の異なる人々と主体的にコミュニケーションを図ったりしようとする態度の育成が重要となっている。このため、今後は、「ふるさと宍粟」をより良く学ぶための資料や新たな教材の開発、また、市内で行われている国際交流についての展示など、子どもたちが宍粟に生まれ、宍粟に学び、自分のアイデンティティを確立するための展示スペース等の整備推進が必要である。

(3) 社会教育

本市の社会教育施策の推進にあたっては、令和4年に新たに策定した「第2期宍粟市社会教育振興基本計画」に基づき、生涯学習社会の形成に向け、様々な機会において多様な学習ができ、学びの成果を地域課題の解決や学習支援活動に生かすことができる社会教育・生涯学習を推進している。

① 学びと活動の好循環の育成

誰もが生涯にわたり必要な学びができ、その成果を日常生活の中で活かすことができる生涯学習社会は、多様性と包摂性ある持続可能な社会の実現につながり、このためには、市民一人一人が多様な学びを通じて自己実現を図ることができる社会教育の充実が求められている。今後は、学遊館や各市民協働センターと連携し、「人づくり、つながりづくり、地域づくり」を合い言葉に、市民の学びと活動の好循環を生む施策の充実に取り組むことが重要である。

② 情報化社会への進展

まちづくりの担い手不足が進行する一方、市民にとってインターネットやSNSなどによる情報発信や交流が身近になり、個人の学習スタイルも多様化している。また、人生100年時代と言われる中、教育・仕事・退職後の3ステージモデルは、生涯現役であり続けるマルチステージに変化していると言われている。この

ため、今後は、多様な利用者や利用ニーズに応じた図書館サービスの充実とともに、市民が気軽に情報機器に触れたり、学び直しのきっかけとなる情報を得たりできる場や交流支援の創設が望まれる。

③ 宍粟アイデンティティの根幹をなす文化財に関する文献の保存・管理（文化財保存・活用地域計画の策定）

地域の担い手の減少等に伴う歴史文化への関心の低下や地域コミュニティの希薄化などが進行し、宍粟の長い歴史の中で培われ、先人の不断の努力によつて連綿と受け継がれてきた多種多様な文化財の継承が困難となりつつある。一方で、観光振興や地域創生の観点から文化財と他の分野が連携し、地域課題を解決するなど、文化財に対する新たな可能性が模索される中、宍粟を愛する人を増やし、魅力あふれる宍粟を創造するための文化財に関する貴重な文献・データ等を一元的に管理・閲覧できる環境スペースが必要と思われる。

2 新たな教育センターの整備に向けて

（1）宍粟市教育研修所が担ってきた役割

「教育活動の中心拠点」として調査・研究活動や研修事業、教職員等への指導助言、授業改善支援、情報発信等の重要な役割を担ってきた。教職員等に様々な活動の機会を提供し、宍粟市における教育・保育の向上発展に大きな役割を果たしてきた。

（2）新たな教育センターの必要性

現在は、施設が分散していることや、設備が整った研究スペースが確保できていないこと、ホールや研修室と併設する相談施設がないこと等により、教育センター機能である調査・研究活動や研修事業、教育相談業務等は大変非効率な状況となっており、本市の教育の発展に支障が生じている。その一方で、教育現場には、新学習指導要領や新たな教育課題への対応が求められている。また、就学前では質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、体制の充実を図ることが望まれている。

第3章 新たな教育センターについて

1 新たな教育センターの整備方針

宍粟市教育研修所の現状と必要性を踏まえ、新たな教育センターの整備方針を示す。

（1）基本理念＜めざす教育センター像＞

「探究」と「協働」による教育・保育の質の向上

～新たな学びの創造と活力の創出の好循環～

(2) 基本コンセプト

①「調査・研究・開発機能」

超スマート社会（Society5.0）到来に求められる教育内容の研究・発信拠点

②「人材育成機能」

学び続ける教職員を育てる実践的な研修の企画・開発

③「相談支援機能」

子どもとその保護者及び教職員等を対象に、発達や教育に関する相談・支援の実施

④「交流」

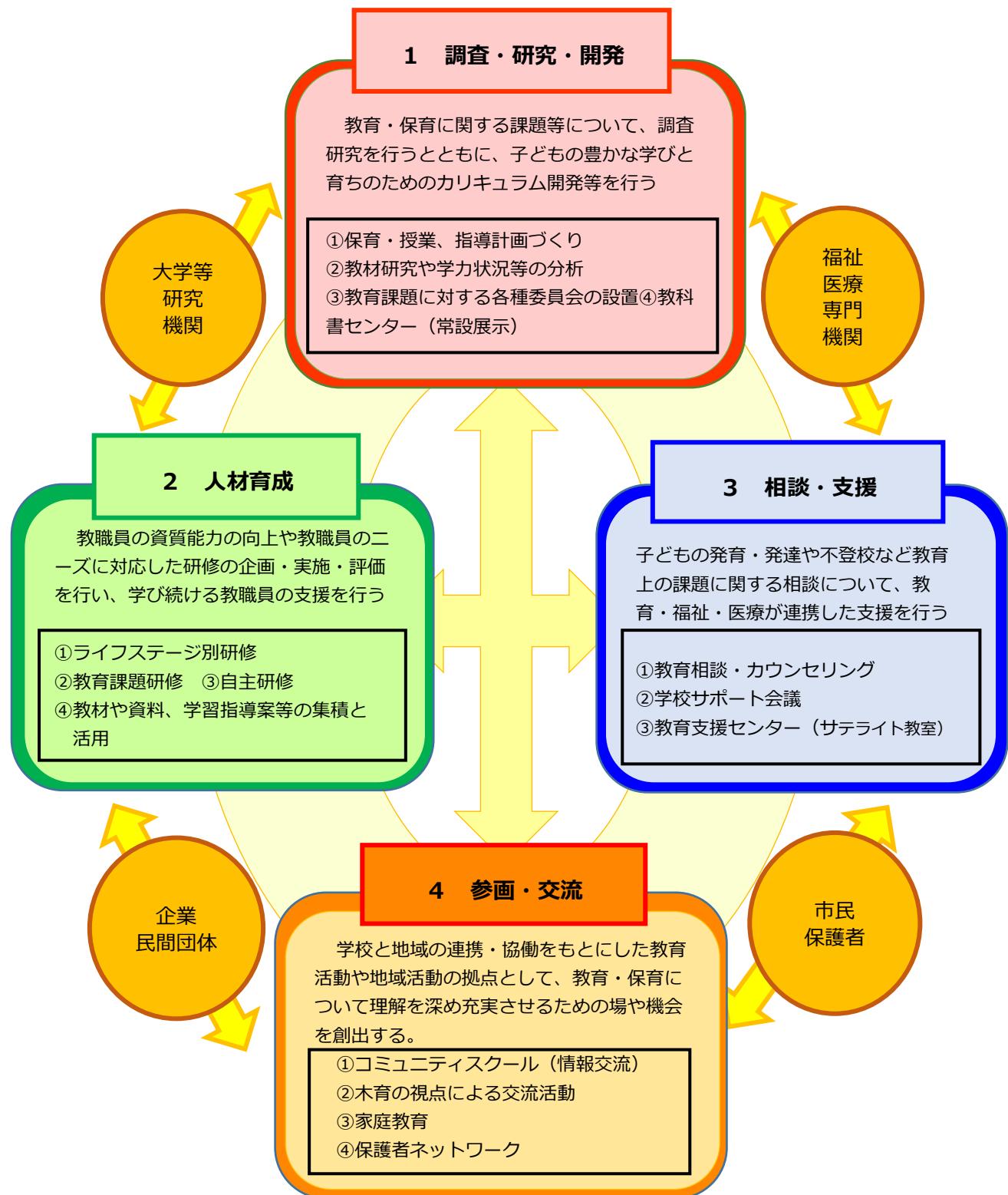
最先端の研究と現場課題が結びつき、実践につながるプラットフォーム

【機能の集約】

新たな教育センターの基本理念を実現していくため、「調査・研究・開発」「人材育成」「相談・支援」「参画・交流」の4つの機能を集約し、各機能の連携により相乗効果を発揮する。調査・研究・開発を核として機能を集約することで、教育相談や学校等、教育現場から得た課題について研究し、その効果を共有することで、より実践的な研修を通した人材育成や、専門性の高い教育相談を行う。

新たな教育センターのイメージ図

子どもたちの将来の展望を広げる教育の探究と創造
～新たな学びの創造と活力の創出の好循環～



2 新たな教育センターにおける取組

(1) 調査・研究・開発

① 多様で質の高い研究の推進

- ・各教科等で行っている「教育課程研究」、日本語指導が必要な児童生徒への支援等人権課題への対応やいじめ・不登校等児童生徒への支援等の「教育課題研究」、学習指導案や単元づくり等の「日々の授業改善」の3つの柱に基づき、学校現場のニーズを踏まえた実践的な調査・研究を行う。
- ・幼児教育・保育から義務教育までの連続性のあるカリキュラムの開発を行う。
- ・特別な支援を必要とする子どもへの効果的な学習・支援等の具体的手法や取組の研究・開発を行う。
- ・大学、企業、地域が学校と連携する地域学校協働活動等、学校教育と社会教育の連携や質的向上に向けた研究を行う。

【想定する取組例】

- ・小・中学校各教科等の教科部会における実践的な研究及び授業研究
- ・一種研究員や大学院派遣教職員による研究と研究成果の還流
- ・大学や企業と連携した共同研究の実施
- ・保幼小の架け橋プログラムの推進
- ・幼児教育から中等教育までの連続性のあるカリキュラムの開発・設計
- ・「協働的な学び」と「個別最適な学び」の一体的な充実をはかる授業デザインモデル研究
- ・ユニバーサルデザインの視点に基づく授業の実践研究の実施
- ・通常学級における障がいのある児童生徒への支援の授業実践

② ICT を活用した新たな学びの手法の研究・開発の推進

- ・ICT 環境・機器を整備し、ICT を活用した先駆的な研究や教材開発を行うとともに、ICT を活用した子ども一人一人への学びの機会を保障する。

【想定する取組例】

- ・AI を用いた個別学習やタブレットを活用した双方向型授業
- ・5G を活用した遠隔授業の実施に向けた実践研究や機器貸出
- ・オンライン上で教材等を共有・活用できるシステムの活用（教材等共有システム）
- ・学習支援アプリを活用した授業モデル研究、教材開発
- ・授業のポイントをまとめた動画の作成・配信に向けた開発
- ・就学前における ICT を取り入れた教育・保育の展開

③ 客観的な根拠に基づく学力・体力向上施策の推進

- ・各種の教育統計や国や県、市の学力・学習状況調査等のデータを活用し、状況

把握や分析、施策の効果検証を行い、学校の授業改善や教育施策に活かすとともに、保護者や地域等と課題解決に向けた取組方策を共有する。

【想定する取組例】

- ・全国学力・学習状況調査の分析・活用
- ・宍粟市学力向上検討委員会作成の学力向上リーフレットの学校における活用や課題解決に向けた授業実践の支援
- ・体力向上に向けた取組の推進（しーたんチャレンジ）
- ・学習の定着に困難を抱える子どもへの学習支援（しそうがんばり学びタイムの活用）
- ・全国学力・学習状況調査や学校評価等の結果等、地域や保護者と議論し、学校運営に活かすための支援（学校運営協議会との連携）
- ・教職員の働き方改革推進に向けた施策の効果を検証

④ 教育・保育情報の蓄積・共有・活用

- ・研究に活かせる図書、資料、教材、指導案等の情報を一元的に収集・管理し、教職員等が手軽に検索・閲覧できるようにすることで、教職員等の主体的な研究を支援する。また、教職員等、教育関係者、保護者、市民向けの教育関連情報の提供について協議する。

【想定する取組例】

- ・教育・保育関連図書、指導案、教材、研究紀要等の閲覧・貸出
- ・教育・保育研究会の研究冊子・教材・映像・指導案・指導計画等の収集・閲覧
- ・指導主事による「授業づくり講座」の実施
- ・学級経営、授業づくりの相談支援
- ・養護教諭研修（グループ別・全体・講師招聘）
- ・事務職員研修（中央研修・経験者研修・職種別研修・地域連携研修・標準的な職務に関する研修・宍粟市共同学校事務の推進に関する研修）
- ・学校保健安全及び防災減災教育
- ・オンライン上で教材等を共有・活用できるシステムの構築と活用（教材等共有システム）
- ・教職員等が集い、日々の教育・保育実践や課題、悩み等を学校園所段階間の垣根を越えて交流ができる支援（子どもを中心に据えた教職員等のつながりづくり）
- ・教育・保育関連図書、資料、研究紀要等の検索システム
- ・タブレット端末等のICT機器・アプリ等の教材・教具等の企業と連携した展示や試用
- ・教科書展示会の実施

⑤ 教科等横断的な教育の推進

- ・キャリア教育（自己づくり教育）や総合的な学習（探究学習）、SDGs の取組等、地域や社会、自然等と触れ合う豊かな体験を通して探究的な学習を行うためのカリキュラムの作成を行う。
- ・学校種や職種、教科等にとらわれない教職員間の交流を促進するための仕組みづくりを行う。

【想定する取組例】

- ・各教科等の教育研究会の交流・発表会の実施
- ・教育研究会の教科等の枠を超えた授業づくり研究の実施
- ・各教科等を横断した共同研究の実施
- ・兵庫教育大学との連携協定による研修の推進

(2) 人材育成

① セルフマネジメントに基づいた研修体系の構築

- ・教職員等による主体的な選択研修を重視し、教職員等一人一人が人材育成指標に基づき、自分に必要な研修を選択できる仕組みや自分に不足している研修を認識できる仕組みを構築する。また、実施された研修資料等を教職員等が必要な時に活用できるように管理を行う。

【想定する取組例】

- ・研修受講履歴の蓄積ができる研修受講システムの構築
- ・経験年数に応じたキャリアデザイン研修の実施
- ・教職員等のニーズに応じて選択できる豊富な研修メニューの充実

② 実践的な研修等の推進

- ・教職員等の資質向上に資する効果的・効率的な研修を体系的に整備するとともに、新たな人材育成指標やキャリアステージに合わせた研修体系の再構築を行う。
- ・多様化する研修ニーズに対応するために、研修を企画する課と学校園所が連携し、特別支援教育、いじめ、合理的配慮、児童生徒支援・指導等、学校種や教科等を越えた研修企画を行う。
- ・次世代を見据え、AI 等学びの先端技術を活用できる能力の育成を図る。
- ・スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）、スクールカウンセラー（以下 SC）、部活動指導員、学校図書館司書等の子どもの育成に関わるスタッフへの研修の充実を図る。
- ・時間と場所の制限を超えた教職員等の学びが可能となる ICT 環境を整備し、情報提供型研修を行う。集合研修においては対話や体験を充実させ研修効果をさらに高めていく。

- ・子ども一人一人のニーズに応じた適切な指導・支援を行っていくため、すべての教職員等にインクルーシブ教育に対する専門性の向上を図る。
- ・無線 LAN や録画機器、オンライン受講等、ICT 機器を活用した研修スペース等の確保を図る。

【想定する取組例】

- ・教職員研修の企画・運営（キャリアステージ研修、教科研修、課題研修等）
- ・しそう学校サポートチームによる支援
- ・養護教諭研修（グループ別・全体・講師招聘）
- ・事務職員研修（中央研修・経験者研修・職種別研修・地域連携研修・標準的な職務に関する研修・宍粟市共同学校事務の推進に関する研修）
- ・学校保健安全及び防災減災教育
- ・キャリアステージ研修の中に特別支援教育に関する研修を組み込む等の研修体系の再構築
- ・理科、音楽科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科等実技系教科の実践研修や安全研修
- ・プログラミング教育やデジタル教科書等、ICT を活用した効果的な授業実践のための研修
- ・学校経営、授業改善、危機管理等を学校に指導・助言する指導主事の資質・能力向上研修
- ・こども未来課による園所訪問研修

(3) 相談・支援

① 総合的な相談体制の構築

- ・新たな教育センターが担う不登校、友人関係等の一般教育相談及び心理に関する専門相談、特別支援センターが担う特別な支援を必要とする子どもへの就学相談や教育相談、就学前の保護者の子育てや育児に関する相談を新たな教育センターへ統合する。
- ・複合的な課題を抱えるケースに対応するため、相談から支援まで組織的な対応をしそう学校サポートチームが担う。
- ・就学前においては、こども未来課を中心に関係機関と協力しながら組織的な対応をする。
- ・相談の専門性を高めることを目的とした育成体制の整備を行い、学校園所への専門的なアセスメントを行うコンサルテーション機能を強化する。
- ・蓄積した相談支援実績に基づく、よりよい支援の在り方や学校に役立つ支援方法等の研究・開発、学校の対応力の向上をめざした研修を行う。
- ・校内サポートルームを活用した不登校支援を実施する。

- ・教育支援センター保護者の集いを開催する。

② 相談機能

- ・幼児児童生徒・保護者からの不登校やいじめをはじめとする性格・行動・心身の発達・障害・学校生活・家庭生活等の教育に関する相談に対応する。対応に当たっては、専門職による複合的なアセスメントを行う。
- ・オンライン対話による遠隔相談など様々な事情で来所できない児童生徒・保護者への配慮を行う。

【想定する取組例】

- ・一般教育相談（電話・来所）
- ・専門相談
- ・就学相談
- ・子育て相談

③ 学校園所支援機能

- ・教育相談におけるコンサルテーション機能を強化し、学校では解決困難な相談に対し、専門的・複合的なアセスメントに基づき対応するとともに、学校支援に当たっては、しそう学校サポートチームや県の学校問題サポートチームとともに支援ツールの提供や担任等への働きかけも行う。就学前においては、こども未来課、保健師等関係機関による園所への働きかけを行う。

【想定する取組例】

- ・学校相談
- ・要請訪問（コンサルテーション）
- ・園所訪問

④ 研究・研修機能

- ・相談支援実績をデータベース化し、より効果的な相談のあり方の検討や、支援方法、ツール等の研究開発を行う。また、教職員等を対象に幼児児童生徒理解・特別支援教育等の研修を行うとともに、教育のパートナーである保護者向けにも研修を行う。

【想定する取組例】

- ・相談支援実績に基づく調査研究
- ・相談支援効果検証研修（教職員・保護者向け）

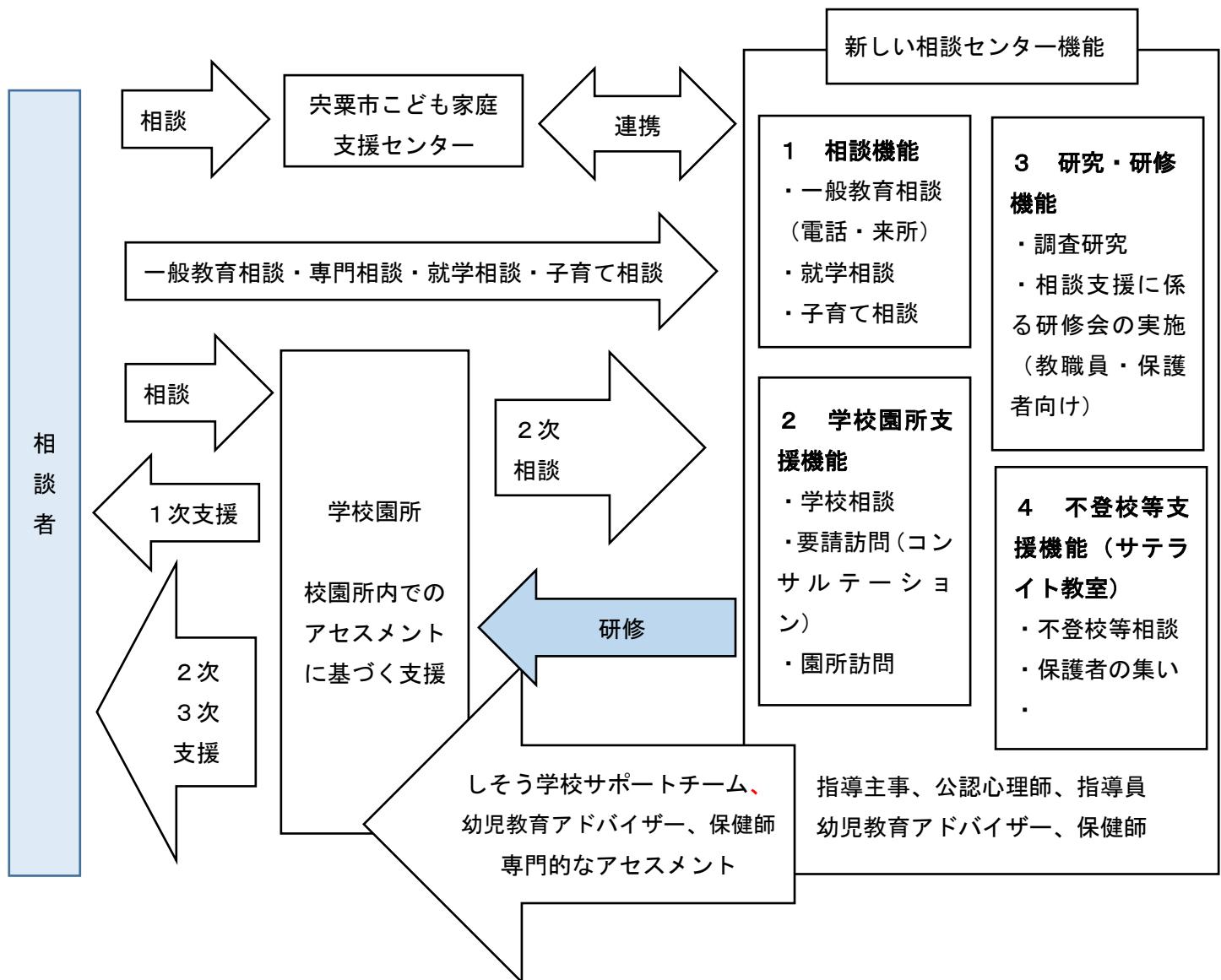
⑤ 不登校等支援機能

- ・児童生徒・保護者・教職員からの不登校等に関する相談に対応する。また、保護者を支えるための研修会・保護者会等を開催するとともに、不登校を支援する機関等と連携し、地域における学習保障や子どもの居場所の確保等に努める。

【想定する取組例】

- ・空き教室等を活用した不登校支援の実施

- ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習支援の実施
- ・教育支援センターにおける保護者の集いの開催
- ・校内サポートルームの開設



(4) 参画・交流

① 幼児児童生徒の学習成果・表現活動の発表

- ・幼児児童生徒の学習成果や表現活動の発表・展示を行い、学校園所間や保護者や地域の方々に子どもの成長と教育の成果を共有する。

【想定する取組例】

- ・図画工作・美術、書写等の作品展示
- ・各学校における学習成果の発信
- ・各学校での学習成果発表による小中連携の発表
- ・学校や市民向けしーたん通信やしそうチャンネルによる配信
- ・過去の実践事例や発表のアーカイブ化
- ・幼児の絵画、制作物の作品展示
- ・各園所における取組成果の発信

② 教職員の交流による研究や実践の成果発表

- ・教育、保育研究・実践の成果を蓄積し、日々の研究活動や保育、授業実践に生かすとともに、先進的な研究成果を発信する。

【想定する取組例】

- ・各教科等の教科部会の開催
- ・教育関連図書、指導案、教材、研究紀要等の閲覧・貸出
- ・教育研究会の研究冊子・教材・映像・資料の収集・閲覧
- ・各学校園所や教職員の研究成果を相互に発信・共有できる仕組みづくり
- ・「宍粟の教育」や「研究紀要」の発行
- ・全国学力・学習状況調査の分析まとめ（学力向上リーフレット）や提言の整理・閲覧・発信
- ・しそう幼児教育支援事業の取組についての分析まとめの整理・閲覧・発信

③ 教職員等の交流による教育情報の収集・提供

- ・学校から教育分野における相談・具体的な提案を受け付け、実現に向けた検討や調整を行う。

【想定する取組例】

- ・タブレット・アプリ等のICT機器、教材、文具等の企業展示や試用
- ・教科書展示会の実施

④ しそう教育交流会の実施

- ・「ふれる」、「かかわる」、「つながる」学校園所・家庭・地域の連携をめざした交流会を開催する。

【想定する取組例】

- ・保護者や地域の関心が高いテーマでの講演会の実施
- ・「学校園所・家庭・地域」が連携し、と「みんなで取り組む、しそうの教育」

として、現在・過去・未来をテーマに参加者全員がワールドカフェ方式で話し合う。

⑤ しそうの木育体験講座

- ・「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を合い言葉に、豊かな森林と自然に恵まれた宍粟の木材を活用したプログラム体験

【想定する取組例】

- ・木育インストラクターによる、子どもと楽しむための自然観察プログラムや自然の素材を生かした木工等のプログラム
- ・「保育の引き出し」を増やす自然体験合宿
- ・森のめぐみの保育環境セミナー

⑤ 学校運営協議会と小中一貫教育の推進

3 施設コンセプト

(1) 施設コンセプトと必要諸室の概要

新たな教育センターの位置付けや基本方針、現状の課題と今後の方向性を踏まえ、施設コンセプトを設定する。

【コンセプト①多様に転換できるフレキシブルなラボラトリー】

＜必要諸室＞ 研究・研修エリア

○研究・研修室（小規模研修会に必要な諸室） 3室

20名規模1室（60 m²）

- ・マイク設備
- ・スクリーン
- ・教育系ネットワーク無線LAN環境

16名規模2室（40 m²）※パーテーション撤去により1室として利用可

- ・教育系ネットワーク無線LAN環境
- ・研究・開発、研修・人材育成のための多様に転換できるフレキシブルな一般研究研修室、実技系研究・研修室（備品庫及び準備室含む）
- ・教育・保育の研究・研修に必要な設備が整備された研究・研修室
- ・グループ討議ができる研修室や交流の場としてのミーティングスペース
- ・県内他市の研究機関とディスカッション可能な高速通信環境

○研究・研修に関する執務室（ライブラリー）

- ・研究及び研修の企画立案・連絡調整を行うための執務室

○宍粟市総合教育センター事務室（20 m²）

行政系ネットワーク、校務系ネットワーク

- ・教育活動、人材育成、学校事務支援、地域連携機能を発揮するための執務室

○調理室

- ・調理実習が可能な設備を完備し、食育等に関する研修が可能な調理室

【コンセプト②様々な活動で利用可能なホール】

＜必要諸室＞ ホールエリア

○大セミナー室 1室 (150 m²)

50名規模の会議、70名規模の講義形式の研修に対応

- ・マイク設備
- ・プロジェクタ・スクリーン
- ・教育系ネットワーク無線LAN環境
- ・ピアノ
- ・中規模研修会

＜必要諸室＞ 教育相談エリア

○相談室（教育相談に必要な諸室） 2室 (9 m²)

4名規模2室

- ・相談室・検査室の他、一般教育相談、専門相談及び就学・教育相談、子育て相談に必要となる諸室
- ・ケース会議の開催や保護者及び民間支援団体と連携するための諸室
- ・教育相談、子育て相談に関する研究や研修を行うための研究・研修室

【コンセプト④交流と連携を促進するスペース】

＜必要諸室＞ コミュニケーションエリア

○コミュニケーションラウンジ（大樹の広場） (150 m²)

- ・市内全校の代表者の作品、幼児の作品が展示できる規模のフレキシブルなスペース
- ・教職員が相互に交流を図るためのスペース
- ・市民にも広く開放され、交流を図ることができるスペース
- ・グループでも個人でも作業できるスペース

(2) 必要となる共用・付帯施設等

前述した諸室以外に必要となる共用・付帯施設は以下の通りである。

＜必要施設＞ 運営・管理室

○資料等の倉庫（施設全体で共用化）

研修室隣接の倉庫を活用（研修室①及び②からアクセス可）

- ・書棚及び収納ロッカー

<必要施設> 共用施設

- エントランス、廊下、社会福祉協議会との仕切り等
- トイレ、給湯室等
- 機械室、設備スペース、共用倉庫等
- 駐車場、駐輪場
正面駐車場 19 台、裏側駐車場 17 台
(正面駐車場については、社会福祉協議会利用者と共に)
○教材、教具等保管施設